

輔仁会高等科支部規約

学習院高等科

輔仁会高等科支部規約

第1章 総 則

- 第1条 当支部は学習院輔仁会高等科支部と称する。
- 第2条 高等科支部は学習院高等科の生徒並びに教職員を以て構成する。
- 第3条 高等科支部は学習院輔仁会の目的を達成するために、支部活動及びその一環である生徒自治活動を行なう。
- 第4条 高等科支部は次の生徒自治活動の機関をおく。
1. 生徒総会
 2. 学級会
 3. 代議会
 4. 総務委員会
 5. 常設委員会（図書委員会，運動委員会）
 6. 特設委員会〔行事実行委員会（附属戦，高等科祭）〕
 7. 部長会
 8. 選挙管理委員会

第2章 役 員

- 第5条 高等科支部は次の役員をおく。
1. 教職員役員
 - 支部長 (高等科長)
 - 副支部長 (生徒課長)
 - 文化部代表顧問 (教 員)
 - 運動部代表顧問 (")
 - 各部・同好会顧問 (")
 2. 生徒役員
 - 学級委員長 各学級 1 名 任期半年
 - 代議員 各学級 2 名 任期半年
 - 図書委員 各学級 1 名 任期 1 年
 - 運動委員 各学級 2 名 任期 1 年
 - 選挙管理委員 各学級 1 名 任期半年

総務委員長	1名	任期1年
総務委員		任期1年
副委員長	1名	
書記	1名	
会計総務	2名	
庶務総務	3名	
運動総務	1名	
図書総務	1名	
行事实行委員長	1名	
実行委員	若干名	

- 部長会会員 各部・同好会 1名 任期半年
- 第6条 支部長は高等科支部を統轄し、高等科支部を代表する。
副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときは支部長の職務を行ない、必要に応じて代議会並びに総務委員会の指導にあたる。
- 第7条 委員長（議長）は委員会（会）を主宰し、委員会（会）を代表する。
副委員長（副議長）は委員長（議長）を補佐し、委員長（議長）に事故があるときはその職務を行なう。
書記は会議録を作成し、決定事項及び実施事項を公示する。

第3章 生徒総会

- 第8条 生徒総会は高等科支部全生徒で構成される。
代議会正副議長が生徒総会の承認をもって、総会正副議長を兼任する。
- 第9条 生徒総会は次の事項を討議決議する。
1. 高等科支部規約及び補充規定の改正
 2. 第8条第2項の承認
 3. 代議会並びに総務委員会及び各委員会の不信任に関する事項
 4. 代議会又は総務委員会が必要と認めた事項
 5. 全生徒の4分の1以上が必要と認めた事項
 6. 支部長が必要と認めた事項
 7. 役員の紹介及び支部内の状況報告

第10条 生徒総会は定例総会として年2回、代議会改選後2週間以内に総務委員長が招集する。

第8条第2項の承認がなされるまで生徒総会議長の職務代行は総務委員長によってなされる。

臨時総会については、次の場合に生徒総会議長が招集する。

1. 生徒総会議長が必要と認めたとき
2. 代議会または総務委員会の要求があったとき
3. 全生徒の4分の1以上の要求があったとき
4. 支部長の要求があったとき

第11条 生徒総会の決議事項は支部長の承認を経て効力を発する。

但し、輔仁会全般に関係ある事項及び支部長が輔仁会会長の承認を受ける必要があると認めた事項は、輔仁会会長の承認を受ける。

第4章 学級会

第12条 学級会は各学級の全生徒で構成される。

学級会は学級委員長、代議員、図書委員、運動委員、選挙管理委員を選出し、学級委員長が議長となりこれを主宰する。

第13条 学級会は次の事項を審議する。

1. 学級各個人の自治活動に関する事項
2. 代議会に提出する事項
3. 代議会、総務委員会又は各委員会から提出された事項
4. その学級の学級委員長が必要と認めた事項

第14条 学級会は次の各項のいずれかに該当する場合、これを開催する。

1. その学級の学級委員長が必要と認めたとき
2. 代議会の要求があったとき
3. 総務委員会の要求があったとき
4. 構成員の4分の1以上の要求があったとき

第5章 代議会

第15条 代議会は高等科支部の生徒自治活動の最高議決機関であり、高等科支部の生徒自治活動に関するすべての事項を審議決定する。

第16条 代議会は各学級から選出された代議員で構成され、正副議長を選出

し、議長の主宰により次の事項を審議する。

1. 高等科支部予算及び決算報告
2. 議長の必要と認めた事項
3. 代議員より発案された事項
4. 総務委員会及び各委員会の提出した議案
5. 各学級の提出した議案

第17条 代議会は定期的に招集する。但し、次の場合は臨時にこれを招集する。

1. 代議会は改選後1週間以内に招集されなければならない。
2. 議長が必要と認めたとき
3. 総務委員会の要求があったとき
4. 代議員の4分の1以上の要求があったとき
5. 全生徒の4分の1以上の要求があったとき

第1号は総務委員長が、その他は議長が招集する。

第18条 第3学期に限り代議会は第1, 2学年の代議員で構成されるものとする。

第19条 代議会の決議した事項は支部長の承認を経て効力を発する。

但し、輔仁会全般に関係ある事項及び支部長が輔仁会会長の承認を受ける必要があると認めた事項は輔仁会会長の承認を受ける。

第6章 総務委員会

第20条 総務委員会は高等科支部の生徒自治活動の最高執行機関であり、委員会活動及び部・同好会活動を統轄し、高等科支部の生徒自治活動を運営する。

第21条 総務委員会は、総務委員長及びその他の総務委員でこれを構成し、総務委員長の指揮監督により運営される。

第22条 総務委員のうち副委員長、会計総務、庶務総務、書記は全生徒の中から総務委員長が任意指名する。

副委員長及び会計総務は代議会の承認を必要とする。

運動総務は運動委員長、図書総務は図書委員長があたる。

第23条 総務委員長は高等科支部の生徒役員の代表であり、代議会及びすべての委員会の出席権並びに発言権を有する。但し、議決権はない。

第24条 総務委員会は次の事務を担当し、代議会の方針に従って執行する。

1. 支部全般に関する立案及びその実施

2. 支部予算の作成執行及び決算の報告
3. 支部内の一般事務及び広報
4. 他の支部及び他校との折衝

第7章 各委員会

第1節 常設委員会

第25条 委員会は各学級より選出された委員で構成され、正副委員長を選出しその委員長が主宰する。
但し、委員会は必要に応じて一般公募の生徒も構成員とすることができる。

第26条 委員会は次のときに開催する。

1. 委員長が必要と認めたとき
2. 代議会又は総務委員会が要請したとき
3. その構成員の4分の1以上の要求があったとき

第27条 委員会は次の事項を企画、実施する。

1. 図書委員は司書教諭に協力し図書館向上に関する事項を行なう。尚、詳細は図書館の有する規約に基づく。
2. 運動委員会は高等科支部の運動に関する行事の企画、運営及び保健体育衛生活動に関する事項を行なう。

第2節 特設委員会

第28条 行事施行のため実行委員会を設ける。

実行委員会は全生徒の投票により選出された実行委員長とその指名による若干名の実行委員により構成され、実行委員長の主宰によりその委員会が行事に関する企画、執務及び運営を行なう。

第29条 実行委員会は代議会の承認をもって正式の発足となる。

実行委員会は行事の一般役員を全生徒より公募する。

執務全般の監査は総務委員長が、会計監査は会計総務がこれにあたる。

第8章 部及び同好会活動

第1節 文化部並びに運動部及び同好会

第30条 高等科支部は文化部，運動部を置く。

1. 文化部に次の部を置く。

演劇部，コーラス部，吹奏楽部，化学部，史学部，写真部，新聞部，生物部，地学部，美術部，物理部，文芸部，放送部

2. 運動部に次の部を置く。

アーチェリー部，剣道部，硬式野球部，ゴルフ部，サッカー部，山岳部，柔道部，水泳部，スキー部，漕艇部，卓球部，庭球部，軟式野球部，馬術部，バスケットボール部，バレーボール部，ホッケー部，ラグビー部，陸上競技部

第31条 部は次の条件が満たされたとき同好会からの昇格により成立する。

1. 顧問の教員

2. 団体競技においては1チームを構成する人数の1.5倍
その他の場合は5人以上の人数

3. 5年以上の同好会活動実績

4. 活動に必要な諸条件（練習場等）

5. 部長会の構成員の3分の2以上の賛成

6. 代議会の構成員の3分の2以上の賛成

7. 支部長の承認

第32条 各部は部の運営のために顧問，部長，副部長，会計を置く。

第33条 各部は次の事項について顧問の承認を得て支部長に報告しなければならない。

1. 部員名簿（部員の移動その他明細明記）

2. 行事予定

3. 活動状況報告

その他，試合，集会，行事は顧問の承認を得て支部長に届けなければならない。

試合，集会，行事の結果はこれを支部長に報告しなければならない。

第34条 各部は支部予算の配分を受けることができる。

第35条 高等科支部は同好会を置く。同好会については，前3条の規定を準用する。

第36条 同好会は次の条件が満たされたとき成立する。

1. 顧問の教員
2. 人数については部に準ずる。
3. 明確な活動目的
4. 活動に必要な諸条例（練習場等）
5. 部長会の構成員の3分の2以上の賛成
6. 代議会の3分の2以上の賛成
7. 支部長の承認

第2節 部長会

第37条 部長会は各部・同好会の任意の方法により選出された部長（同好会は代表者）により構成され総務委員長又は副委員長が議長となり会を主宰し進行は副議長があたる。
副議長は文化部並びに運動部から各々1名代表者を互選により選出する。

第38条 部長会は次のときに開催する。

1. 議長又は副議長が必要と認めたとき
2. 代議会の要求があったとき
3. 構成員の4分の1以上の要求があったとき

第39条 部長会は次の事項を審議する。

1. 高等科支部の部・同好会活動全般に関する事項
2. 議長又は副議長が必要と認めた事項
3. 代議会が必要と認めた事項
4. 構成員の4分の1以上が必要と認めた事項

第9章 選挙管理委員会

第40条 高等科支部は選挙管理委員会をおく。

1. 選挙管理委員会は各学級より選出された選挙管理委員で構成され、委員長、副委員長を選出し委員長が主宰する。
2. 選挙管理委員会は選挙に関する企画、管理及び運営の活動を行なう。
3. 選挙管理委員会は代議会並びに総務委員会及び各委員会に関するリコールの申請があったときはこれを審査し受理する。

第10章 選挙

第41条 次の役員選挙は全生徒の3分の2以上の参加、投票により最多得票者を以てこれを選出する。但し、候補者1名のときは信任投票で過半数の信任を得なければならない。

1. 総務委員長
2. 附属戦実行委員長
3. 高等科祭実行委員長

第42条 学級会各委員の選挙は各学級の生徒の3分の2以上の参加、投票により各々最多得票者を以て、学級委員長、代議員、図書委員、運動委員、選挙管理委員とする。

同点者のあるときは決戦投票によって決する。

第43条 次の役員選挙は各会の構成員の3分の2以上の参加、投票により最多得票者をもってこれを選出する。

1. 代議会正副議長
2. 図書委員会正副委員長
3. 運動委員会正副委員長
4. 選挙管理委員会正副委員長
5. 部長会副議長（文化部代表並びに運動部代表）

第11章 改正

第44条 本規約改正の発議は代議会総議員の3分の2以上の賛成を必要とし、生徒総会において全生徒の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。

第12章 補則

第45条 代議会議長並びに総務委員長は輔仁会理事となる。

第46条 会計に関する規定は別にこれを定める。

第47条 運営に関する補充規定は別にこれを定める。

附 則

本規約は昭和59年4月1日より施行する。

附 則

本規約は平成3年6月14日より施行する。

附 則

本規約は平成9年4月1日より施行する。

附 則

本規約は平成27年4月1日より施行する。

輔仁会高等科支部規約補充規定

第1章 役員

第1条 教職員役員

1. 支部長は輔仁会会長がこれを委嘱しその他の役員は支部長がこれを委嘱する。
支部長、副支部長、文化部代表顧問並びに運動部代表顧問は互いに兼任することができない。
2. 支部長はその権限に属する事務の一部を副支部長、文化部代表顧問、運動部代表顧問及び各部・同好会顧問に委嘱することができる。

第2条 生徒役員

1. 委員長（議長）はその権限に属する事務の一部を副委員長（副議長）及びその他の構成員に委嘱することができる。
2. 生徒役員は改選の日から1週間以内に職務を引き継ぎその任につく。
3. 生徒役員に欠員が生じた場合、1週間以内に補欠選挙を行ないこれを補充し前任者の残任期間その任にあたる。
4. 生徒役員の任期のうち任期半年の場合は
前期（4月1日から9月30日まで）
後期（10月1日から翌3月31日まで）
その他は4月1日から翌3月31日までとする。

第2章 生徒総会

第3条 生徒総会は全生徒の2分の1以上の出席を以て成立し、その議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4条 生徒総会で決議された事項は生徒総会による以外に変更されない。

第3章 学級会

第5条 学級会は構成員の2分の1以上の出席を以て成立し、議長たる学級

委員長の運営のもとでその議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

但し、学級会各委員の不信任の決議は3分の2以上をもって決する。

第6条 不信任案が可決された場合、その委員は直ちに辞職し速やかに欠員の補充をしなければならない。

欠員の補充は第2条第3号による。

第7条 学級会は本支部規約第12条第2項の生徒役員を全ての案件に先立ち前期、後期最初の学級会で選出する。

但し、図書委員、運動委員は前期のみ選出される。

第8条 学級委員長は学級を代表し、学級会議長となり会を主宰する。代議員は代議会の構成員であり、又、学級委員長を補佐する。図書委員、運動委員並びに選挙管理委員は各々の学級の図書、運動並びに選挙に関する事務を取り扱い、又、図書委員会、運動委員会並びに選挙管理委員会の、構成員となる。

第4章 代議会

第9条 議会は総議員の出席する本会議で組織する。

第10条 代議会は改選後、高等科支部規約第17条第1号による第1回の本会議で、すべての案件に先立ち正副議長及びその他の役員を選出する。

第11条 代議会本会議は総議員の2分の1以上の出席を以て成立し、その議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

但し、正副議長の不信任の決議は3分の2以上の賛成を必要とする。

第12条 正副議長及びその他の役員は代議会本会議、又は生徒総会で不信任の決議案を可決したときは直ちに辞職しなければならない。

正副議長は他のすべての生徒役員を兼ねることができない。

第13条 代議会は不適格と認めた代議員を本会議において総議員の3分の2以上の賛成を以て除名することができる。

除名による欠員の補充は第2条第3号による。

第14条 代議員は総議員の10分の1以上の同意をえて議案を代議会に提出することができる。

第15条 代議会は必要に応じて、小会議を組織することができる。

第16条 小会議

1. 小会議は議長より付託された議案，又特に代議会が専門的研究を必要と認めた議案の審議にあたる。
2. 小会議は若干名の代議員によって構成され，正副議長により主宰される。
3. 小会議の定足数及び採決は本会議に準ずる。
4. 正副議長は小会議の審議の経過及び結果を代議会に報告する。

第17条 代議会は議案の審議のため，執行機関の監査のためその他必要と認めるとき関係者の出席及び発言並びに記録の提出を求めることができる。

第18条 代議会は決議事項並びに臨時の招集を必ず公示しなければならない。

第19条 代議会に書記（若干名）を置く。書記は代議員の中より議長が委嘱する。

書記は議事録を記し決定事項を公示する。

第20条 代議会は生徒総会で解散要求決議がなされたときは1週間以内に解散される。代議員は各学級で改選される。

各学級は速やかに代議員を選出する。

第21条 代議会は原則として公開で行なう。

第5章 総務委員会

第22条 総務委員は次に定める。

1. 副委員長は総務委員長を補佐し，その職務を分掌する。
2. 会計総務は会計を管掌し，その関係事務を行なう。
3. 庶務総務は支部内の一般事務を行なう。
4. 書記は総務委員会録及び本支部各種記録を作成し，その保管にあたるとともに，委員会実施事項を公示する。
5. 図書総務並びに運動総務は総務委員会と各々の所属委員会との連絡を図るとともに，その関係事務を行なう。

総務委員長は必要に応じて総務委員の定足数及び役職を増減できる。

第23条 総務委員会は各委員会，各部・同好会及び各学級からの状況報告を受け，常に支部全般の動向の把握にあたらなければならない。

第24条 総務委員会は定期的に総務委員会及び各執行機関（各委員会）の活動報告を代議会に行なわなければならない。

第25条 総務委員会は生徒総会で不信任案の決議を可決したときは直ちに総辞職しなければならない。
尚、本委員会はあらたに総務委員長が選出されるまで引き続きその職務を行なう。

第6章 各委員会

第1節 常設委員会

- 第26条 委員会は総務委員長が主宰する第1回の会議で、正副委員長及びその他の役員を選出する。
- 第27条 委員会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
但し、正副委員長の不信任案は3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第28条 正副委員長は不信任案が可決したときは直ちに辞職しなければならない。
- 第29条 委員会は必要と認めたとき委員長の委嘱により、書記（若干名）を置くことができる。
- 第30条 委員会は定期的に総務委員会に活動報告を行なわなければならない。
- 第31条 委員会は不適格と認めた委員を、全委員の3分の2以上の賛成をもって罷免することができる。欠員の補充は第2条第3号による。
- 第32条 委員会は生徒総会で不信任案が可決したときは直ちに総辞職する。委員は各学級で速やかに改選される。
尚、委員会はあらたに委員会が発足するまで引き続きその職務を行なう。

第2節 特設委員会

- 第33条 実行委員会は定期的に総務委員会に活動及び会計の報告を行なわなければならない。
又、行事終了後、支部長及び代議会に書面を以て行事施行に関する報告を行なわなければならない。
- 第34条 実行委員会は生徒総会で不信任案が可決された場合は直ちに総辞職しなければならない。(但し、この規定は行事開催日より2ヶ月前からの期間は適用されない。)

実行委員会はあらたに実行委員長が選出されるまで引き続きその職務を行なう。

第8章 部及び同好会活動

第1節 文化部並びに運動部及び同好会

第35条 各部顧問は担当の部における生徒の指導及び監督に関する権限及び責任をもつ。

第36条 各部顧問は支部長の承認を経て、技術指導者を委嘱することができる。

第37条 入（退、休）部は、所定の手続きに従って、正規の入（退、休）部願いを顧問に提出することにより成立する。

第38条 各部は会計簿を作成し、支部予算の用途についてそれに明記し、必要に応じて公開する。

第39条 同好会については、第35条から第38条までの規定を適用する。

第40条 総務委員会は本文部規約及び本支部規定に違反した部又は同好会に対してその部又は同好会の顧問、並びに文化部代表顧問又は運動部代表顧問の承諾を得て、支部長に一定期間活動を停止させる旨、要請することができる。

第41条 部の停部、降格及び同好会の廃会について

1. 部は部員がない場合、停部となる。
2. 停部の継続が3年に達した場合、同好会への降格となる。
3. 同好会は部員がない場合、休会となる。
4. 休会の継続が3年に達した場合、廃会となる。

また、上記の規定以外で活動上著しい不正問題をおこした場合の処分については、総務委員会及び部長会で審議のうえ、総務委員長（部長会議長）が支部長に報告し、承認をうける。

第2節 部長会

第42条 部長会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

但し、副議長の不信任案は3分の2以上の賛成を必要とする。

第43条 副議長は不信任案が可決した場合は直ちに辞職しなければならない。

第44条 部長会は必要に応じて、議長の委嘱により書記（若干名）を置くこ

とができる。

第9章 選挙

第45条 選挙管理委員会は次に定める。

1. 本委員会は代議会からも総務委員会からも独立した委員会である。
但し、代議会並びに総務委員会の意向を尊重しなければならない。
2. 本委員会構成員は他のすべての生徒役員を兼ねることができない。
3. 委員会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
但し、正副委員長の不信任案は3分の2以上の賛成を必要とする。
4. 正副委員長は不信任案が可決したときは直ちに辞職しなければならない。
5. 本委員会は必要と認めたとき、委員長の委嘱により書記(若干名)を置くことができる。
6. 本委員会は不適格と認めた委員を、全委員の3分の2以上の賛成を以て罷免することができる。
欠員の補充は第2条第3号による。
7. 本委員会は執務及び選挙結果の関係事項を支部長及び代議会並びに総務委員会に報告する。
8. 本委員会は生徒総会で不信任案が可決されたときは直ちに総辞職する。各学級は速やかに委員を選出する。
尚、本委員会はあらたに選挙管理委員会が発足するまで引き続きその職務を行なう。

第46条 選挙に関する詳細及びリコールに関する詳細は学習院輔仁会高等科支部選挙規定に定める。

第10章 改正

第47条 本規定改正の発議は代議会総議員の3分の2以上の賛成を必要とし、生徒総会において全生徒の2分の1以上の賛成をもってこれを決する。

第11章 補 則

第48条 支部規約及びその他の規定に関し必要な事項は、代議会の議を経て別にこれを定める。

附 則

本規定は昭和59年5月30日より施行する。

附 則

本規定は平成27年4月1日より施行する。

輔仁会高等科支部選挙規定

- 第1条 本規定は高等科支部内における、選挙に関する規定である。
- 第2条 本規定に定める選挙とは下記のものである。
1. 総務委員長選挙（11月に選出）
 2. 行事实行委員長選挙（行事施行半年前に選出）
- 第3条 候補者となろうとする者は、当該選挙の公示があった日から7日以内に文書でその旨を直接選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 第4条 当該選挙の総投票数から無効投票数を引いたものを有効投票数とする。有効投票数が総投票数の半数を上回ったとき、選挙が成立したものとみなす。
- 第5条 第4条による無効票とは下記のものである。
1. 各選挙ごとに定められた記入方法に従っていないもの
 2. 白紙のもの
 3. 正規の用紙以外に記入してあるもの
 4. 投票用紙に不正が認められたもの
 5. その他、選挙管理委員会が無効と認めたもの
- 第6条 各選挙において有効投票の最多得票者（信任投票の場合は過半数の信任を得た場合）を当選人とする。
選挙管理委員会は当選人の指名と選挙結果を開票後2日以内に支部長に提出し、公示しなければならない。
- 第7条 全生徒の4分の1以上の署名をもってリコール請求と認める。
- 第8条 リコール請求が認められたとき、公開討論会を行なうものとする。
- 第9条 代議会、総務委員会及びその他の委員会のリコール請求が提出された場合、選挙管理委員長は委員会を招集しリコール投票に関する事項を1週間以内に公示する。
但し、選挙管理委員会に対するリコールの場合は総務委員会があたる。
- 第10条 リコール投票は信任投票制をもって行なう。
- 第11条 その他、この規定に漏れた事項は選挙管理委員会がそのつど定める。
- 第12条 本規定改正は代議会総議員の過半数の賛成で決する。

附 則

本規定は平成4年4月1日より施行する。